

東大和市指名競争入札参加業者指名基準

平成8年3月29日
市長決裁

（目的）

第1条 この基準は、東大和市契約事務規則（昭和51年規則第3号、以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、指名競争入札（以下「入札」という。）に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって厳正かつ公正な入札の執行を図ることを目的とする。

（指名方法）

第2条 入札参加者の選定方法は、規則第35条第1項に規定する指名業者登録名簿に登載された者（以下「登録業者」という。）で、第3条により適格性を有すると判定された者（以下「適格者」という。）の中から、第4条以下の規定に従いこれを行う。

（適格者の判定）

第3条 適格者の判定には、次の各号の項目を調査するものとする。

- （1）不誠実な行為の有無
- （2）経営及び信用の状況
- （3）過去に受注した契約の履行成績
- （4）契約の履行に必要な法令上の許可、資格者の有無
- （5）契約の内容に関する専門性、技術的適性
- （6）安全管理の状況
- （7）労働福祉の状況

（工事請負契約の入札参加者の選定）

第4条 東大和市指名競争入札参加資格審査格付基準（平成8年3月29日市長決裁）

第5条の規定に基づき、格付の行われる業種の工事における入札参加者については、前条により適格者と判定された登録業者で、別表1に定める発注標準金額に対応する等級に格付けられた者の中から選定するものとする。この場合において工事が2種類以上の工事を含むときは、主たる工事を基準として判断する。

（優先指名）

第5条 前条の規定により入札参加者を選定する場合において、次の各号のいずれかに該当する適格者がある場合は、その者を他の適格者に優先して指名することができる。

- （1）市内業者（東大和市内に本店を有する者）
- （2）準市内業者（東大和市指名競争入札参加有資格者に係る準市内業者取り扱い基準（平成27年1月27日市長決裁）に規定する準市内業者として取り扱いされている者）
- （3）多摩地域に本店又は支店・営業所等を有する者
- （4）過去に受注した工事の施工成績が優秀な者

- (5) 発注工事の種類に対応した専門業者
- (6) 同種工事の受注実績がきわめて豊富な者
- (7) 安全管理の状況が著しく優れている者
- (8) 労働福祉の状況が極めて充実している者

(範囲の拡大)

第6条 第4条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、発注工事の設計価格に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

- 2 前項に定める発注工事の設計価格に対応する等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 前条の各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の設計価格が工事の種類ごとの金額に対応する等級区分の上限（1割程度）に近い工事であるとき。
- 3 第1項に定める発注工事の設計価格に対応する等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
 - (1) 前条各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事の設計価格が工事の種類ごとの金額に対応する等級区分の下限（1割程度）に近い工事であるとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、発注工事の設計価格に対応する等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。
 - (1) 前条第1号又は第2号に該当する者であるとき。
 - (2) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
 - (3) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施工上相当困難を伴う工事であるとき。
- 5 前条第3号に該当する場合で、特に必要があるときは、発注工事の設計価格に対応する等級の2等級上位の等級に属する者を指名することができる。
- 6 前条第1号又は第2号に該当する者で施工能力があると認められるときは、発注工事の設計価格に対応する等級の2等級下位の等級に属する者を指名することができる。

(指名の制限)

第7条 他の工事を施工中の適格者を入札参加者として選定すること、及び同時期に2以上の入札について同一の適格者を入札参加者として選定することはできないものとする。ただし、施工能力があると認められるときはこの限りでない。

(その他の契約等の入札参加者の選定)

第8条 格付を行わない業種の工事、物品供給、その他の契約（以下「その他の契約等」という。）における入札参加者については、第2条により適格者と判定された者の中から、以下の各号を勘案のうえ、発注しようとする契約の内容・規模等に相応した者を選定するものとする。

- (1) 資本金、従業員等の規模
- (2) 年間平均受注高

(3) 同種の契約における過去3年における1件の最高受注高

(4) 技術者・有資格者等の数

2 第5条及び前条の規定は、その他の契約等における入札参加者の選定の場合に準用する。

(選定する入札参加者の数)

第9条 規則第37条の規定に基づいて、選定する入札参加者の数は、別表2のとおりとする。ただし、選定できる適格者の数が、これに満たない場合はこの限りでない。

(随意契約の業者選定)

第10条 随意契約における業者の選定については、必要に応じてこの基準を準用するものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成8年4月1日から施行する。

(東大和市指名競争入札参加業者指名基準の廃止)

2 東大和市指名競争入札参加業者指名基準(昭和51年4月1日市長決裁)は廃止する。

附 則

この基準は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

【発注標準対応表】

等級	道路舗装工事	土木工事 (橋りょう、河川、水道、下水含む)
	対応工事等設計価格	対応工事等設計価格
A	2億円以上	3億2千万円以上
B	8千万円以上～ 2億円未満	1億5千万円以上～3億2千万円未満
C	3千万円以上～8千万円未満	4千万円以上～1億5千万円未満
D	7百万円以上～3千万円未満	1千万円以上～4千万円未満
E	7百万円未満	1千万円未満

等級	建築工事	設備工事 (電気、給排水、空調)
	対応工事等設計価格	対応工事等設計価格
A	4億円以上	4千5百万円以上
B	2億円以上～4億円未満	1千8百万円以上～4千5百万円未満
C	6千万円以上～2億円未満	6百万円以上～1千8百万円未満
D	1千6百万円以上～6千万円未満	6百万円未満
E	1千6百万円未満	-----

別表2(第9条関係)

【選定する入札参加者の数】

1 建設工事等(設計・測量・地質調査含む)

1件当たりの工事等の設計価格	入札参加者の数
1500万円未満	4者以上
1500万円以上～5000万円未満	6者以上
5000万円以上～9000万円未満	8者以上
9000万円以上	10者以上

2 物品買入れ等

1件当たりの契約目途額	入札参加者の数
500万円未満	4者以上
500万円以上～1000万円未満	6者以上
1000万円以上～2000万円未満	8者以上
2000万円以上	10者以上